

大阪府弓道連盟規約細則

令和2年11月14日改訂

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪府弓道連盟規約（以下「規約」という。）第5条第3項、及び第18条に基づき、大阪府弓道連盟（以下「府連」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 規約第5条に基づく大学校及び高等学校弓道部は、それぞれ大阪府学生弓道連盟（以下「府学連」）に加盟する大阪府下に所在する大学及び大阪府高等学校体育連盟弓道専門部（以下「高体連」）に加盟する高校として団体加盟の扱いとする。

(加盟)

第3条 一般団体（以下「クラブ」）として新規加盟を希望する場合は、団体名、団体所在地（活動拠点となる弓道場）、団体代表者、代表者の連絡先、団体規約、団体役員名簿、団体構成者名簿（構成人員10名以上）、第4条に規定する各種負担金を添えて、府連会長宛に加盟申請書を提出すること。

常任理事会で審議、理事会での承認を経て、府連の加盟団体となることができる。

2 いったん資格を失った加盟団体の再加盟は常任理事会及び理事会の三分の二以上の賛成を要する。

3 大学弓道部及び高等学校弓道部は、それぞれ大学当局及び高等学校長が認め、府学連及び高体連に加盟していることを必要とする。

大学弓道部においては、大学名、大学所在地、大学当局の活動承認書、弓道部役員との連絡先登録票、弓道部部員名簿、団体の分担金、及び加盟金を添えて、府連会長宛に加盟申請書を提出すること。

高等学校弓道部においては、高校名、高校所在地、高体連の加盟確認書、弓道部顧問の先生名、弓道部部員名簿、団体分担金、及び加盟金を添えて、府連会長宛に加盟申請書を提出すること。

なお、大学弓道部及び高等学校弓道部に所属しない弓道愛好家は、もよりのクラブに加盟して一般会員となることができる。

4 府連に新規加盟しようとする一般会員、大学弓道部員、及び高等学校弓道部員は、会員登録申請書に必要事項を記入の上、所属団体を通じて府連事務局に提出すること。

5 加盟団体の会員の登録は、各加盟団体において取りまとめ、名簿を毎年3月1日から3月31日の間に府連事務局へ提出すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年9月1日から9月30日まで、大学弓道部員及び高校弓道部員は7月1日から7月31日までに名簿を府連事務局に提出すること。

6 大学弓道部もしくは高等学校弓道部に所属する学生または生徒については、一般団体（クラブ）の会員として府連への重複加盟を認めない。

- 7 登録は、他のクラブ及び他の都道府県弓道連盟との重複登録は認めない。
- 8 府連会員としての有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
追加登録した一般会員の有効期間は、10月1日から3月31日までとする。
追加登録した大学弓道部員及び高校弓道部員の有効期間は、8月1日から3月31日までとする。この期間に開催される府連主催（主管）の各種射会、各種弓道大会、各種講習会、審査会に参加できる。
- 9 大学弓道部員、高校弓道部員及び中学校弓道部員が卒業した後は、府連会員資格を失う。ただし、1年以内に一般団体の会員、大学弓道部員もしくは高校弓道部員として府連会員登録を申し込む場合は、会員資格は継続しているとみなす。

（各種費用）

第4条 規約第18条第1号から第3号までの金額は、次の通りとする。

（1）会費（府連）

①一般会員	一人	1,000円
②称号受有者会員	一人	4,000円
③府学連加盟団体の会員		免除
④高体連加盟団体の会員		免除

（2）加盟団体分担金（府連）

①一般団体	一団体	18,000円
②大学	一大学	18,000円
③高等学校	一高校	10,000円

（3）（公財）全日本弓道連盟（以下、「全弓連」という）分担金の内、一般会員数相当分

①一般会員	一人	1,000円
②称号受有者会員	一人	1,000円

（3）加盟金（府連会員新規登録費）

①一般会員	一人	1,000円
②府学連加盟団体の会員	一人	1,000円
③高体連加盟団体の会員	一人	1,000円

- 2 追加登録した一般会員の会費（府連および全弓連）は規定額の半額とする。
- 3 大学弓道部員、高校弓道部員及び中学校弓道部員が卒業した後、1年以内に一般団体の会員、大学弓道部員、もしくは高校弓道部員として府連会員登録を申し込む場合は、加盟金（府連会員新規登録費）を免除する。

（納入期日）

第5条 加盟団体の第4条に規定する各種負担金は、各加盟団体において取りまとめ、毎年4月1日から4月30日の間に府連事務局へ会費等納入明細書を添えて提出、納入すること。

ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年9月1日から9月30日まで、大学生及び高校生は7月1日から7月31日までに会費等納入明細書を添えて府連事務局に提出、納入しなければならない。この場合、加盟金及び会費は同時に納入すること。また会員の会費は年額の二分の一とする。

- 2 期間内に分担金、会費、加盟金の納入のない場合はいずれも加盟団体、会員

の資格を失うものとする。

(補則)

第6条 期間内に第4条に規定する各種負担金が納入されない場合はいずれも加盟団体、会員の資格を失うものとする。

- 2 所属団体が脱会する場合、名称を変更する場合等異動があった場合は、速やかに府連事務局に届け出ること。
- 3 会員が府連を脱会もしくは死亡した時は、その所属した加盟団体を経て府連事務局に会員名簿提出時に合わせて届け出ること。
ただし、除名による資格喪失の場合は、前記の手続きは不要とする。
- 4 一般団体所属の五段以上の会員が脱会もしくは他の地連に移動した場合は速やかに府連事務局に連絡すること。
- 5 一般団体間で所属会員が移動する場合は、双方の理事が合意文書を作成して府連事務局に届け出ること。

(全弓連会員管理システム及び府連会員登録システム)

第7条 会員の登録名簿の作成は、全弓連会員管理システムに則り実施する。

- 2 本名簿を取り扱う府連事務局システム部員は、全弓連事務局に「地連システム担当者連絡票」を提出すること。
- 3 府連事務局(システム担当)は、大阪府弓道連盟事務局業務細則第10条(以下「府連事務局細則」という。)の個人情報保護項目を遵守すること。
- 4 府連加盟の各団体は、各クラブの名簿担当者及び連絡先を府連事務局に届け出ること。
- 5 府連加盟の各団体の名簿担当者は、事務局業務細則を遵守すること。
- 6 府連加盟の各団体の所属会員の個人情報については、全弓連会員管理システムの各項目に準じ別途定める府連会員登録システムにより収集する。
- 7 府連会員登録システムに基づき、第3条第5項に定める期間に、会員情報の更新、削除、新規登録を実施する。
- 8 府連会員登録システムにより収集した個人情報は、全弓連会員管理システムにより全弓連に提出する。

また、収集した個人情報は、全弓連、近畿連合会、府連が主催(主管)する審査会、講習会、弓道大会等の参加資格確認、参加者名簿作成等に使用することがある。

- 9 収集した個人情報は、府連の事業推進の目的以外に本人に無断で第3者に提供することはない。

第8条 この細則の運用にあたり本細則にない事項が発生した場合は、会長、副会長、理事長及び事務局長が協議し、決定することとする。

- 2 前項の決定事項は、直近の常任理事会及び理事会で事務局長が説明、報告し、再度発生が見込まれる場合は、細則の改正を行う。

(規程の改廃)

第9条 この細則の改廃は、常任理事会で審議し議決する。

付則(平成29年12月9日制定)

この細則は、平成30年1月1日から施行する。

付則(平成30年4月7日改訂)

この改訂は、平成30年4月8日より施行する。
付則（令和2年11月14日改訂）
この改訂は、令和2年11月15日より施行する。